

平成19年度第1回夕張市福祉有償運送運営協議会 議事録

日 時:平成20年3月12日(水)午後3時

場 所:夕張市役所4階第1会議室

出席者:(委員)海沼会長、秋葉委員、石黒委員(千葉委員の代理)、北条委員、大島委員、  
小林委員、今委員、堂前委員、横川委員(9名)

事務局:鈴木主査

オブザーバー:札幌運輸支局 佐伯運輸企画専門官 夕張市社会福祉協議会 野尻事務局長、  
横川係長

1.開会

2.会長挨拶

3.議題

- (1) 運営協議会要綱の改正及び委員の変更について
- (2) ガイドラインについて
- (3) 報告事項
- (4) 夕張市社会福祉協議会の料金変更について
- (5) 夕張市社会福祉協議会の登録更新について
- (6) その他

4.閉会

【会長挨拶】

本日は大変ご苦勞様でございます。大変お忙しい中このような会議を開催させていただきました。ありがとうございます。福祉有償運送とは要介護者や障がい者など移動の制約のある方へのボランティア輸送として運営協議会の合意を得て行われております。平成18年の10月に運送法の改正が行われておりますので、後ほど事務局より説明させます。なお、本日は社会福祉協議会より料金の変更、登録の更新につきまして協議したいと思っておりますので皆さんご協議のほどよろしくお願いいいたします。

【会長】

3.議題の(1)運営協議会要綱の改正及び委員の変更について、事務局より説明願います。

【事務局】

まず、最初に副会長についてですが、前委員が退任されたため改めて選定したいと思っておりますが、ご異議がなければ事務局より提案いたしたいかがでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【事務局】

副会長に秋葉夕張市福祉事務所長ではいかがでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【事務局】

それでは議題の説明を行います。平成18年10月道路運送法の改正について説明いたします。福祉有償運送は、NPOや社会福祉法人が高齢者や障がい者などで公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、外出などを目的に有償で行う自家用車による移送サービスです。平成18年10月以前は道路運送法第80条の例外的許可として通達に基づいて運用してきましたが、平成18年10月1日に道路運送法が改正され、「自家用有償運送」の一類型として法律に基づく制度となり、登録制となりました。運営協議会につきましては福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価、その他自家用有償運送を実施するにあたり必要となる事項を協議するという目的で設置されています。改正に伴いガイドラインが示され、要綱及び委員構成の改正を行うこととなりました。要綱をご覧ください。目的につきましては法改正に基づいて文言の改正を行っています。協議会の構成員につきましては、法改正により必ず入れなければならない委員の改正がありましたので変更させていただきました。要綱の第4条第5項で議事は委員の合意とします。ただし、協議が調わない場合は、出席委員の中で議決方法を決めるものとします。第4条第7項により協議会は原則公開となっておりますが、ガイドラインにより協議事項を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるとなっていますので、今回の協議会よりホームページに協議内容を掲載することとします。第4条第9項により相談や苦情等の連絡窓口を市に定め、第6条で守秘義務を定めました。以上です。

【会長】

ご意見・ご質問等があればお受けします。

【会長】

なければ改正について承認をお願いします。

【各委員】

了承。

【会長】

次に(2)ガイドラインについて、事務局より説明願います。

【事務局】

セダン車両、つまり一般車両を使っただけの福祉有償運送は特区を申請しないと使用できませんでしたが、法改正により特区はなくなり、協議会の合意が得られれば使用できることとなりました。そのため使用基準を定めるためガイドラインを作成しました。

「夕張市福祉有償運送に係る使用車両及び運転者要件のガイドライン」を説明。

【会長】

ご質問等ございますか。

【委員】

ここにはでてこないのですが、障がい者が移動するときに高速道路の料金が安くなるような営業車や福祉車両の登録システムはあるのでしょうか。

【委員】

登録というかたちはしていません。営業というかたちでは行っています。

【委員】

高速を利用したときに障がい者の個人負担を減らすために割引にならないかと。法改正は北海道身体障害者福祉協会でも国に要望はしてますけれど。

【委員】

通常のタクシーと同じような条件で行っています。

【会長】

よろしいですか。この問題は事務局でも受け止めておいてください。それではガイドラインについて了承をお願いします。

【各委員】

了承。

【会長】

次に(3)報告事項について説明願います。

【事務局】

前回の協議会の平成18年9月8日以降の変更等についての報告となります。社会福祉協議会が平成19年4月24日に実績報告書を提出し、会員数39名、走行距離11,939km、運送回数415回、運賃収入585,200円と報告を受けています。平成19年9月3日に旧法による許可事業所の登録に係る届出が提出されています。平成19年9月11日に車両の増車で2台、車椅子車と普通乗用車が登録されています。普通自動車が1台登録されていますが、社会福祉協議会で人工透析事業を行うということで普通車を登録しました。もっと早い時期に行う予定でしたが、諸事情により料金の設定が今日の協議会での審議となったため、普通自動車は登録はしていますが使用はしていません。また、運転者の変更がなされ10名増員されています。平成20年1月29日に運転者の変更で10名増員されています。

続きまして清水沢学園ですが平成19年9月19日に変更届が出されまして車両の増車で1台、車椅子車と運転者の変更で3名増員されました。平成19年9月19日実績報告書が提出され、施設利用者42名、走行距離6,599.8km、運送回数431回、運賃収入575,000円と報告を受けました。平成19年9月19日旧法による許可事業所の登録届を受けました。平成19年11月13日運転者の変更で6名の増員、運行管理の責任者の変更、運行管理体制の変更の報告を受けました。以上です。

【会長】

ご意見・ご質問等ございますか。

【委員】

社協の運転者の増員が一気に10名となっているが何か理由がありますか。

【社協】

実はSTネット北海道の運転者講習会が夕張で実施されまして、講習に受かった方にお聞きして社協の(福祉有償運送の)運転者として登録していいか確認をして、了解を得た方を登録しました。全ての人が運転にかかわっているということではなく、夕張は地区が広いので協力者を増やし、いかようなことにも対応できるような体制づくりのために登録させていただきました。

【会長】

よろしいですか。

【委員】

はい。

【会長】

他にございますか。なければ承認をお願いします。

【各委員】

了承。

【会長】

次に(4)夕張市社会福祉協議会の料金の変更について、事務局より説明願います。

【事務局】

夕張市社会福祉協議会より福祉有償運送料金の変更について案が提出されておりますので説明いたします。変更前の料金表には「待機時間は30分までの範囲とし、30分を超えた場合、2分ごとに40円の加算とする」となっていますが、この部分は実際に使用していないので廃止します。

2番目に通院利用のある札幌市と南幌町の料金を設定しました。

3番目に退院などにより夕張に戻る場合に利用したいという希望があるため、市外についてお迎え料金を設定しました。別紙に積算方法が載っています。

4番目に岩見沢人工透析患者等複数乗車料金の設定であります。平成19年3月に市内の人口透析実施病院がなくなり、人工透析患者は市外の透析実施病院に転院いたしました。その中で岩見沢市立総合病院は多くの患者を受け入れ、ご協力をいただいているが、送迎バスがなく、岩見沢までの交通アクセスも悪いため、人工透析患者に対応するために複数乗車の料金を設定したい。また、知的・精神障がい者の栗山への通院で複数利用の需用があるため、岩見沢と栗山の料金に複数乗車料金を設定しました。適用年月日につきましては平成20年4月1日からという案です。以上です。

【会長】

今の4つの案についてご意見・ご質問等ございませんか。

【会長】

なければ平成20年4月1日より実施ということでよろしいですか。

【各委員】

了承。

【会長】

(5)夕張市社会福祉協議会の登録更新について説明願います。

【事務局】

夕張市社会福祉協議会の登録更新の提案であります。まず夕張市の公共交通機関の状況でございますが、路線バスにつきましては、夕張鉄道株式会社が、当市を基点に道道等主要道路と市街地を中心に運行を行っています。当市では70歳以上の高齢者を対象に「敬老乗車証」を交付し、1回の乗車につき自己負担を300円とする高齢者の外出活動の助成を行っています。しかしながら、近年対象者の増加及び当市の財政再建団体への移行により、年齢の引下げや自己負担額の減額等は困難な状況にあります。

次にタクシー事業者であります。市内には2社のタクシー事業者がありますが、福祉車両を保有している事業者は1社で1台であります。バスは、当市の集落が集落が点在しているという特徴から全ての地域の運行数を多くすることができず、移動制約者にとってタクシーは重要な交通手段の一つとなっています。しかし、利用を助成するために重度身体障がい者に配布していた福祉タクシー利用券は平成19年度をもって廃止されています。

夕張市の福祉輸送の状況ですが、当市では65歳以上の高齢者人口が平成18年度で41.7%を占めており、現在は42%を越えています。その割合は年々増加傾向にあります。独居や高齢者の夫婦、及び移動制約者を援助する家族が転出により身近に居住していない方が増加しており、これに対応する福祉車両を所有している事業所が市内で限られているため、利用者のニーズに対応するために夕張市社会福祉協議会の福祉車両による移動支援が必要であるという提案です。今回の更新の内容ですが、登録会員が36名で介護認定者が30名、身体障がい者が4名知的障がい者が1名、精神障がい者が1名です。区域は夕張市です。使用車両は電動リフト付福祉車両が3台、普通自動車1台です。対人保険は無制限で内搭乗者保険が1,000万円、対物保険が1,000万円、車両保険はありません。無保険傷害が20,000万円です。運転者につきましては26名、内男性23名、女性3名で過去2年間運転免許停止処分はありません。免許種別は大型二種免許4名、大型免許4名、普通免許18名で研修はSTネット北海道講習修了済みです。この講習を修了することにより先ほど説明いたしましたセダン型車両の講習も修了しています。法令遵守につきましては社会福祉協議会の役員15名中欠格事項に該当はありません。以上です。

【会長】

ご意見・ご質問等ございますか。

【委員】

重度身体障がい者に対する福祉タクシー利用券が19年度で廃止になったとありますが、どのくらいの対象人数でどの程度助成していたのか教えていただきたい。

【事務局】

手元に資料がございませんので概略ですが、1回700円程の初乗り分の補助で年間20枚の券を配布していたかと思えます。

【委員】

わかりました。

【委員】

実際に有償運送を行っている社協さんになるかと思いますが、利用回数の実績がでていますが、利用回数の多い行き先と、いわゆる介護保険法でいう送迎であるとか、支援法でいう支援制度以外の利用がこの自家用有償運送であるという理解でよろしいかどうか。

【社協】

利用頻度が一番多いのは通院になります。病院でいきますと夕張医療センター、次に栗山日赤病院、次に岩見沢労災病院となっています。私どもがやっています有償運送は介護保険等ではなくて有償運送認可の中での輸送となっています。

【委員】

保険適用上の輸送は夕張ではないのでしょうか。いわゆるケアマネージャによりケアプランが作成され自治体独自の支援費制度など、送迎加算を含めて実施しているということはないのですか。

【社協】

そういうかたちでは以前から夕張市では実施されていません。その関係で夕張市とも十分協議しをして、事務局からご報告いただいたような現状を打開しようと社会福祉協議会の事業一環として実施しています。

【委員】

もう一点お聞きしてもいいですか。夕鉄バスとタクシーの関係ですが、表をからすると夕張で約1割の方が障がい者手帳を持っています。夕鉄バスとタクシーで手帳を掲示して割引制度を利用して乗る方はどのくらいありますか。

【委員】

結構ありますね。

【委員】

年間どれくらいですか。

【委員】

まだ資料を整理していませんが年間100回以上あるかと思えます。

【委員】

資料(3年分程度)につきましては後ほど提出したいと思います。

【委員】

平成18年10月に道路運送法が改正されて適用されているわけですが、社協につきまして許可期間内に公共交通機関に乗れる人を乗せたりだとか、トラブルの苦情があったとか、または旅客を運んでいるときに交通事故を起こしたとか、そのようなことがない場合に許可期限の更新が2年から3年に延伸されます。そのため許可期間内に夕張市と社協にそういったことがあったかどうか確認したいのですが。

【事務局】

ありません。

【社協】

苦情はありません。違反ですが登録者が今日すぐいってほしいというものはお断りしていますし、登録していない方が利用したいという場合は市内のタクシー会社をご紹介します。事故はありません。

【委員】

わかりました。

【委員】

札幌運輸支局にお聞きしたいのですが、重度の身体障がい者が車を改造する場合の手続きについて聞いてみたいのですが。

【委員】

いいですか。私はずっと教習所をやっていた関係で話しますが、これは公安委員会の方の調査というか検査になります。この障がいであればこういう車ですと。それが免許の条件になります。別の条件の車を運転した場合は違反となります。陸運局がというものはないと思います。

【委員】

運転の操作ですから、運転免許証に関係があるのかもしれませんが。うちは車自体のことになるので。

【社協】

以前、行った事例があり、ディーラーにご相談をしていただいて、ディーラーからそういう書類を車検証と共に提出して改造を行ってご使用なされたことがあります。

【会長】

よろしいですか。それでは登録の更新については論議をつくしたと思いますので、ご承認いただくということによろしいですね。

【各委員】

了承。

【会長】

それではその他に入らせていただきます。

【事務局】

社会福祉法人雪の聖母園 清水沢学園の登録が9月30日までとなっています。6月または7月に協議会を開きましてご協議願いたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

【会長】

他に各委員からありませんか。

【委員】

北海道身体障者福祉協会からガイドヘルパーの情報提供を配布したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【会長】

その他問題等ありませんか。

【社協】

問題はないのですが映画祭が夕張で開催されるということで、その輸送をやってほしいという電話が何件か入ってきています。これについては公共交通機関を利用してほしいとお断りしているのと、新夕張にJRで着く方等は丸北ハイヤーや第一交通の電話番号を今後ご紹介することになると思いますので、問い合わせがきましたらご対応をよろしくお願いいたします。

【委員】

いままで映画祭を行ってきてそういった方の対応はどうされていたのですか。

【社協】

市内のタクシー会社で対応、市外は福祉タクシーを利用して来るというのがありました。

【会長】

よろしいですか。それでは平成19年度第1回夕張市福祉有償運送運営協議会を閉会します。ありがとうございました。